

# お 墓 の 窓 口 手 続 要 領

申 請 事 項	申 請 理 由	提出する必要書類	説 明	
<b>納 骨 ・ 改 葬</b>  ※北広島霊園に納骨する際は、使用者が必ず納骨する前に届出をしなければなりません。  ☞ 届出をすることなく納骨することは、「墓地、埋葬等に関する法律」により禁止されています。	①北広島霊園に納骨する場合。	「お骨」が <u>自宅</u> にある。	焼骨等埋蔵（埋葬）届出書 火葬済証（火葬許可証）	「火葬済証（火葬許可証）」は、火葬場で火葬した際、骨箱の中に入れお渡ししてあります。
		「お骨」が <u>北広島市内の寺院等</u> にある。	焼骨等埋蔵（埋葬）届出書 焼骨収蔵証明書	「焼骨収蔵証明書」は、寺院等の管理者が発行します。
		「お骨」が <u>他の市町村の墓地</u> にある。	焼骨等埋蔵（埋葬）届出書 改葬許可証	「改葬許可証」は、納骨している所在地の市町村長に申請すると発行されます。
		「お骨」が <u>他の市町村の寺院等</u> にある。		「改葬許可証」は、納骨している寺院等から焼骨収蔵証明書を発行して頂き、所在地の市町村長にその証明書を提出して申請すると許可証は発行されます。
	②他の市町村にある墓地や寺院などに納骨する場合。	「お骨」が <u>自宅</u> にある。	「火葬済証（火葬許可証）」は、火葬場で火葬した際、骨箱の中に入れてありますので納骨先の墓地・寺院等の管理者に届出してください。	
		「お骨」が <u>北広島市内の寺院等</u> にある。	改葬許可申請書 焼骨収蔵証明書	お骨を保管している寺院等から焼骨収蔵証明書を発行して頂き環境課に申請すると「改葬許可証」を発行します。
「お骨」が <u>北広島霊園</u> にある。		改葬許可申請書	霊園を管理している環境課に申請すると「改葬許可証」を発行します。	
※「焼骨収蔵証明書」は寺院等でお骨を預かっていることを証明する書類です。		※届出書・申請書の様式は環境課にあります。		
<b>北 広 島 霊 園</b>	墓地使用権の承継	○使用者が死亡し、親族等が墓地の使用権を承継するとき。 ○使用者が生前、墓地の使用権を他の親族等に承継するとき（ただし、下記の条件をすべて満たすことが必要です）。 ①承継者が祭祀をつかさどる者であること。 ②使用者・承継者双方が合意していること。 ③墓碑が建立済であること。	墓地使用権承継許可申請書 墓地使用権承継同意書 承継者の住民票（本籍入り） 戸籍証明書 墓地使用許可証	許可なしに墓地の使用権を承継することはできません。 使用者と承継者、その他の相続人となる方々のつながりがわかる戸籍証明書類（改製原戸籍や除籍謄本等）が必要です。 承継するケースによって必要書類が増えることなどがありますので、遠慮なくご相談ください。 （申請等の様式は環境課にあります。）
	墓地使用許可者の（本籍・住所・氏名）が変更になった場合		墓地使用者変更届 墓地使用許可証 住民票（本籍入り）	墓地使用者変更届に旧墓地使用許可証を添えて届出をしてください。新たに墓地使用許可証を発行します。 （届出の様式は環境課にあります。）
	建 立 又 は 改 築	北広島霊園に墓地使用権があり墓碑等を建立または改築するとき。	墓地工事着手届（設計図添付） 墓地工事完成届（完成写真添付）	必ず工事着手届を提出し、承認を受けてから着工してください。 （届出の様式は環境課にあります。）
	墓 地 の 返 還	北広島霊園にある墓地が不要となり、返還するとき。	墓地返還届 撤去前・撤去後の状況写真	使用者が墓碑等施設をすべて撤去し、更地にして返還ください。 納骨している場合は、改葬の手続きも併せて行ってください。
	墓 地 の 申 込 み	※随時貸付は行っていません。貸付には条件等がありますのでお問い合わせください。 ★募集は広報紙・ホームページでお知らせします。		

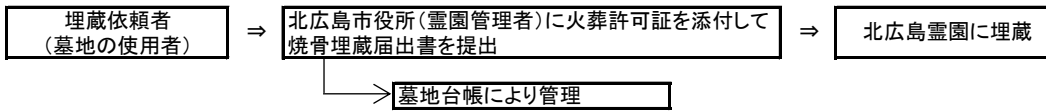
## 注意事項

※お骨を納骨する場合は必ず何らかの手続きが必要となります。また、上記以外の書類も必要となることがありますので詳細については下記にお問い合わせください。

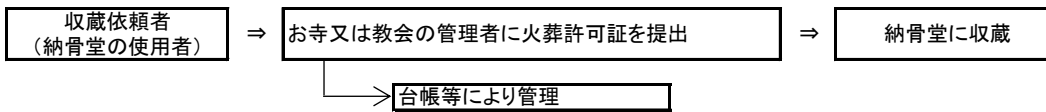
**【問い合わせ先】北広島市役所 市民環境部 環境課 衛生・霊園担当 電話 011-372-3311 内線 4112・4114**

## 別紙 (お墓の窓口手続要領)

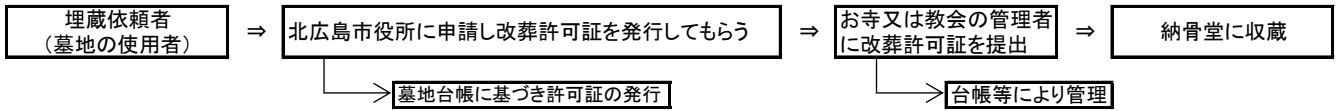
1. 自宅にある焼骨を北広島霊園のお墓に埋蔵する場合(他の市町村の霊園に埋蔵する場合は、その管理者と読み替える)



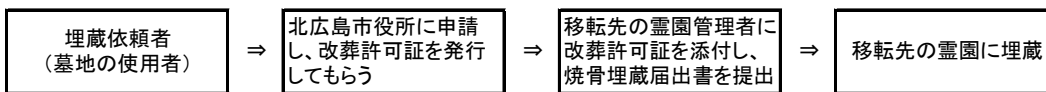
2. 自宅にある焼骨をお寺又は教会(北広島市内、市外は問わない)にある納骨堂に収蔵する場合



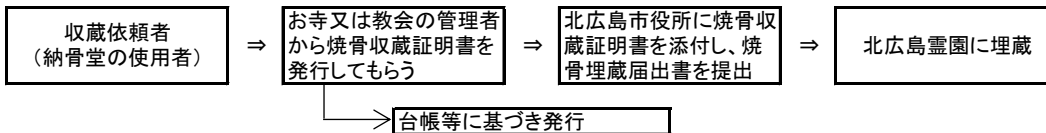
3. 北広島霊園のお墓に埋蔵した焼骨をお寺又は教会(北広島市内、市外は問わない)の納骨堂に収蔵する場合



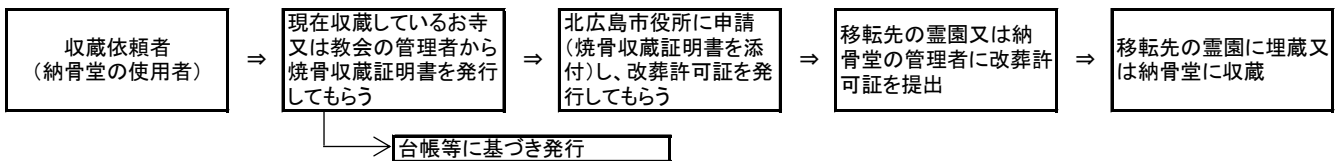
4. 北広島霊園のお墓に埋蔵した焼骨を他の市町村にある霊園に埋蔵する場合



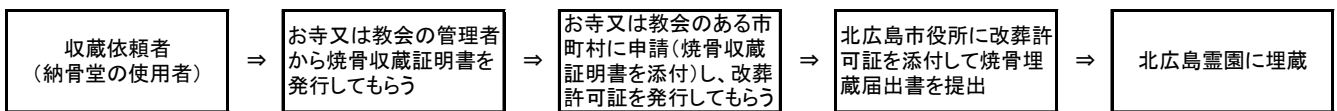
5. 北広島市内にあるお寺又は教会にある納骨堂に収蔵した焼骨を北広島霊園のお墓に埋蔵する場合  
(この場合は、改葬許可権者と霊園管理者が同一のため改葬許可を省略)



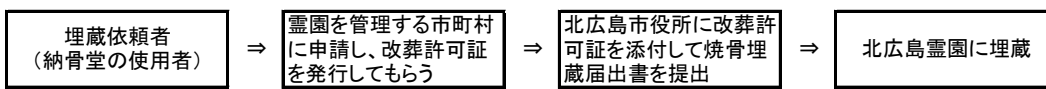
6. 北広島市内にあるお寺又は教会の納骨堂に収蔵した焼骨を他の市町村にある霊園又はお寺、教会の納骨堂に移す場合



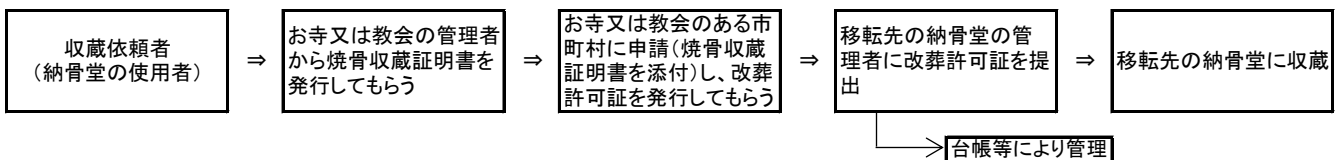
7. 他の市町村にあるお寺又は教会の納骨堂に収蔵した焼骨を北広島霊園のお墓に埋蔵する場合



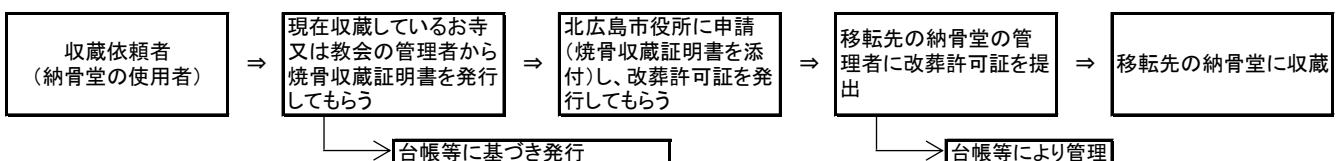
8. 他の市町村にある霊園に埋蔵した焼骨を北広島霊園のお墓に埋蔵する場合



9. 他の市町村にあるお寺又は教会の納骨堂に収蔵した焼骨を北広島市内のお寺又は教会の納骨堂に収蔵する場合



10. 北広島市内にあるお寺又は教会の納骨堂に収蔵した焼骨を北広島市内の他のお寺、教会の納骨堂に収蔵する場合



(注1) 他の市町村の霊園とは市町村が管理する霊園を指すものであり、寺院等が管理する霊園及び民間が経営する霊園の場合は「お寺又は教会」と同じ取扱いになります。

(注2) 上記においてお寺又は教会の管理者が焼骨収蔵証明書の代わりに火葬許可証等を依頼者に返還することは違法です。必ず証明書を発行してください。

(注3) 分骨については、上記と違い手続きになりますので市役所環境課衛生担当までお問い合わせください。

(注4) 焼骨埋蔵届出書は市役所にありますので火葬許可証等を持参いただければその場で提出できます。